

尾張神名帳集説訂考 六七八

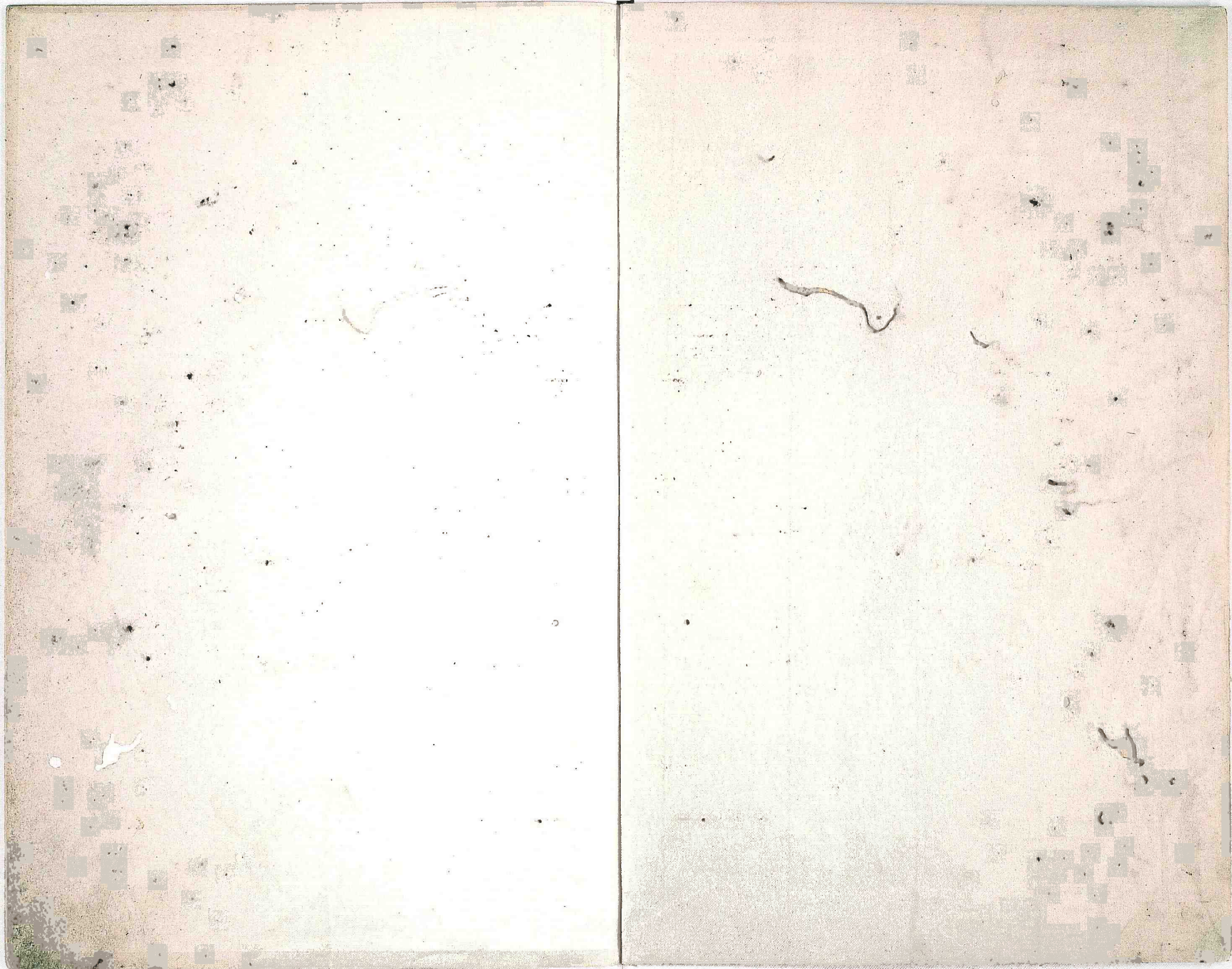
山田 愛智 知多

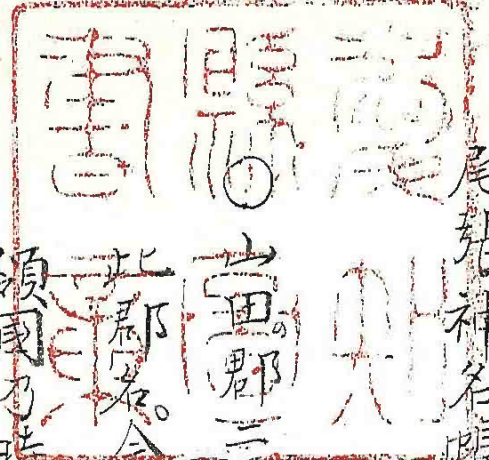
共四冊

品目  
文書  
課

174  
ツ  
1-3A

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 80 1 2 3 4 5 6 7 8 9 9





尾張神名帳集説訂考第六

後學

津由補助生著

明治十九年

山田郡三拾四社

延喜式十九座並

北郡今ハ七

山本拾安曰

尾張名勝地志、作者

後世足利の臣斯波氏

領國の時山田郡を傳て春日井郡に合せて一郡に爲さず

正生考

春日部郡一の割に成さざれば山田郡を

南北と二ツにさまじ。北の半を春日部郡と合せ。南の半を

愛智郡に割込して而して亦お知の南寄凡二十四五ヶ村

を割て子田郡に附らるより愛をりて。延喜式並に本國帳の

旧社を搜るにこの差別を能せりてハ本國の旧社を搜る



A174  
1-3A

に何やまら夏あづし

和名類聚 山田郡郷名十〇舟木  主恵  今の瀬戸村

をふ 岩作  今在。通本作 志談  今在。通本作 山田  今在

名山 加世  兩村  今乃者 餘戸  驛家

神戸  天野翁曰 今の如意村旧地ハ 大井村の後世村落を移り給

松平君山曰 山田庄之遺稱也村ハ。たはくハ是。いみ。の

山田郡之。 白 大に然り。然も應作文明の大乱後

ハ莊號を失ふのゆけれむ悉くハ有ら

正考 後昔ハ山田郡ハ金城より東北二十余町有山田村

を本と爲。而後一郡の名及ふ。山田郡ハ頗る大郡也。

北ハ。玉野川通りをりて春日部之山田との郡境を別たす。

東方ハ三河國賀茂郡に隣り。北寄りて秦川片草

村の邊に。微々美濃國土岐郡に隣り。西ハ小田井。日

比津。大秋。中嶋。廣井村に抵り。南を皆掛二村郷に抵り

○於委。い。むに。北ハ玉野川通りを山田。春日部の郡

界とする。中。下流味鏡川の末。安食村  今の福德。中切。の

北。に及てハ。山口川  一名矢 田川也 毛。有。あ。い。  安食村の 北。ハ

大山川の水。入麻川。中沖。おの多も。有。あ。い。水袋。い。ける。

さ。わ。い。ん。大井。ハ。旧村也。今の福德村の北ハ町斗。あ。い。

一。が。水國。な。て。鎌倉。の。時。也。春日部。郡。豊。場。村。の。南。ハ

村落を曳移して如意村と更なること。南大井地より  
北へ三拾所も指込る水袋の地を世俗に大井田川とも  
呼ぶ。今ハ其に改形田。又事多る輕軒のともむ處にともむ。此水流せ  
ゆる稀くともむ。少くも溢るとともむ。久地野。二子村の北を  
よりと見え。山田郡も大井村より川北へ越して大井本。  
比良。久地沼。二子境。戸かこ山田堀越四月ノ支。上小田井。中  
小田井。下小田井。日比津。池口日比津。大秋。中野。中野  
高畑。毎一廣井。廣井。平野。廣井の山向城下の上野かけ  
て。小林村を治りて豊智郡の境を為とむ。一と  
安を以。名古をの城下ハ今。豊智郡より安といふ。一とむ。

山田郡。事明白。○ぬき。名古をの湍城下より西村郷まで  
山向豊智の郡境。大牙の如く出入し。分明なること。一とむ。  
滝川系と評論し。その大方を安よとす。○日置村ハ古今豊  
知郡も。和名物も。ある。知る事。戦國以後山田、莊など。一とむ。非  
○小林村ハ清浄寺に多し。山田郡より。前津村ハ豊智郡  
東へ。いま。前津ハ林村と一申に呼ぶ。山田ノ庄とせ。係  
ハ吾。○沖島。新村ハ四者何と。一とむ。を。豊智郡と  
○石佛村ハ石畑毛の轉聲。いま山田ノ庄とふハ。誤り  
一とむ。滝川氏曰。古井。丸山。幾津。植田。川名。平針。ホハ  
こ。山田郡。一とむ。心考。い。川名村ハ。○新を。安村。中根

仁祈ニシヨ。中根ナカネ 石田イシダ 今ハ八事と書。方角抄ハの四々。往昔カウシ。縣市瀉ケンシヤ

とぬつおとといよ。山田庄といふものも河やうし

**心考**

平針ヒラササ。志池シイケ。和合ワカフ。諸務シヨム。傍示本ハナシホ。祐福寺村ユフクジラ。部田ベタ。部田ベタ。の支ノシ。滝川氏曰タキカハシ

のむじくをいま。山田庄といふ物は戦国以後は語り

取ト。山田庄といふ。香カ。往昔カウシ。沿掛ユヅケ。西村郷サイムラサト乃

山田庄といふ。地脈チマクも絶ツツ。

從三位ツヨミ片山神社カタヤマジノヤ 天神

諸説紛々シヨセツマクマクとして定サめず

**集説** 山田庄ヤマダサタ 東杉村ヒゲキムラ

藏王サカ権現ケンゲンのやうといぬ **一人曰** 片山を七尾乃天神是也

一七尾山永正寺エマダノコウジ 真言ハ。永正年中エマダノコウジに建タてる寺テラ也ナリ。

天神テンジンの社ヤシをまよりサキてサキてサキてサキと古傳コデン也。但タし寺テラに記録

**滝川親美曰**

式内シキチ神社ジノヤとせりもの八幡ヤシ也。常トコ々大常根オホトコネ八幡ヤシの地チ也ナリ。

村ムラの產玉ウツタマ神カミなりしに。元祿中ゲンロクチュウ 瑞龍院ズイリウイン光友ミツトモ郷サト江エ乃ノ

高田タカタ乃ノ穴アナ八幡ヤシをウまマりセ給タはシて。慶徳ケイトク氏ウヂを八幡宮ヤシノミヤ乃

社ヤシ人と定サめ。本地ホコチ佛ブツの觀音クワンオン堂ドウも西ニシ方カタへ引ヒきテ関セキ貞テイジン寺ジノヤといふ

禪刹ゼンセツ小成コナリよりヨリ以來イライ。村民ムラヂミを嚴シ重シなりニ思オモはシく。同所ドウジョ

の天道テンダウ社ヤシの產土ウツチ神カミをウまマりセ給タはシて **心曰** 後の好士コウシなリ

考へ訂考す

從三位大目神社 天神

野の部茂富曰

下大留村天神

是れなり

從三位羊神社 天神

新考

安食莊瀨古村天神

乃社是なり

社司 森氏

正生考

瀨所と過村と矢田川を一条隔るなり。一

の地徧なり。延喜式又羊字を下りては語あり

出口延經案

いせ國多氣郡火地神社と等し。記欣府志に

里老曰

過村ハ旧え日過と呼ん。折る火災ありて後火

の語を忌て過村と更むといふ

正生考

瀨古村は高見江

名物なるを思はば火過乃由なるなり。日置火過も同語

なり

從三位深川神社

天神

集説云

瀨戸村八王子社

社家 二官氏

和名抄

山田郡主惠郷

神野翁曰

瀨戸は陶處の約

はら

從三位河嶋神社

天神

正生考

山田莊沓掛村宿村

とよ切といふ。麻嶋大明神マ呼や。ろを是れなり。河島  
麻嶋也。同語をり。戦國の後武甕槌命と語る成す。

兼子氏曰

かまれ社古物の高麗大なり。いよ社家の

和名抄 山田郡兩村々 里老曰 二村乃一郷といま十六群あり

其中にも本田新田の差あり。本々宿村高鴨上下の二根。西川。あじハ。四村入。此余の切ハ新田なる意に多分ハ水邊の祐。故爰一略

從三位 山田神社 延喜式作山口板木之缺也 天神 正生謹考 山田村天神是也。

此村の産土神之祭神詳ならず。戦國以來菅原天神と為ハ誤入 和名抄 山田郡山田郷 今本作山口郷是亦板之缺也 案に慶長安國

の後。本朝の古典板本の板亦缺テ。其ハ語りの向らざるなり。故人より山田村ハ山田神社の在否を及も不知。予年頃類ハ居一が一日再三此社ハ祀拜テ神意を厚

從三位 伊奴神社 天神 集説云 山田郡稻生村

和名抄曰 稻生村十二所權現社の相殿ニ祀せる天神

正生考アキハ呼表ノ義也

是ハ伊奴一。出口延經案 イセ國奄藝郡伊太富神社

ハ。祭神保食神也。此と同神歟 稻葉通邦曰 案に。

伊奴をいのみと引テ呼ぶ。ついで稻生村と書かじ

正生考 然るときハ伊勢國の稻生と爲。その由来も各別と

いふ。正生一考 延喜式ハ山田郡伊奴と書セ。ハ

疑らハ蘭沼の語より。蘭伊なるを遠ハゆ也。

ける古今 莞菴より蘭草と作産爲といふ。今ハ隣村

小田井村より産出ゆ。今俗ハ小田井表を識テ稻





神衣を織志むる事。古事記。古語拾遺。ホノみゆ。爰を  
を柵機をり姫とす。こもを織女屋とおもふる名に  
よみて語りたり **谷川士清曰** いせの國一志郡に星合濱と  
よぶ所ありて。その地機殿ふ程近きをりて今も柵機宮  
鵲乃橋と附會し。七月七日に人々群集せりといひ  
**正考** 本國の田幡村も今は伊勢に習ひし。元も七月  
七日に神樂祭禮あり。伝處もよはる可遠も何と  
けはく

從三位 綿神社 一本作 和田 天神 **新考** 山田莊志賀村和留  
八幡の兒乃宮。是たす 社人 森氏

**正生謹考** 綿都美の都美乃二字を落せる成りし。  
出口延經神ぬし。姓氏録の和田首を引るも誤し。けみや。  
海童三神を祀る事し。兒の宮と。海童の字より轉りて  
呼ぶべし。戦國の後。社人と其由縁をさしめて。兒乃宮を  
別物と想ひて。本社より異一町を遷して。天乃御中主神  
ふといぬるに及ぶ。兒の宮を綿みやとるはもと  
いし大神の後世鎌倉以前の時勢神なり **地名考**云  
志賀もかなふことし。志賀ハ波の駛をよ。志和志賀  
横通し。萬葉も近江の滋賀を小小浪の志賀と  
更し。さて。此邊。むら山川の水散乱て水國あり

從三位淡川神社一本作天神 正生謹考 山田庄

志段見村諏訪明神のをいふ是れ也

社人 水野氏

和名抄 山田郡志談郷 今本談字 作誤者非 正生考 いま志段見

村と書ハクも書シ。正字下垂水のいふ尾張山の水  
此帶りある處之故。下垂水と雖も善説也。澁河神

社を形場村と引さるハ非ざる

附言 明和年間府志選定ニ就テ、松平君山家

印場の八處明神トモ社人里正共ニ同シタル折柄

社邊ニ曾又川ト云フ畔名ト云フと若キモノシモ偽也

淡川ハ實志談上中の三村をいふ

從三位大乃伎神社一本作天神 正生考 比良村

堤上乃天神といふ社是なり。いまハ比良 比良大野木

ニ子。久地野ももと一圓の地をいふ。比四ヶ村も。玉野川

より北より趣きあり。四葉山田郡に属。口傳あり。既に

いぬがごとし

從三位尾張神社 天神 正生考 山田庄水野村尾張

やゆの咄。いりハ山玉中呼社也 社人 菊田氏

近藤利昌曰 水野村ハ尾張山ハ。山より尾張姓の祖神と

祀ふ。いぬを尾張明神と呼。山をも菊田山と俗稱す。



從三位別小江神社 一本作別大江 天神

此みゆら今ハ在野を去る也 野口良日 叙幼少時一人

いづる。別小江の宮ハ小田井川の東に付て有りし。と云

を史と小江も其時ハ何氣も解けず。壯年の後史

彼所求むと免す斯き事ハ云ふ 正考 春日部郡

又小江乃社号ス。山田郡に別小江の社号あり。今も

坂井戸の邊ハ小田井川の水を。こけ小江の風景みゆ。

一老のいし。後ハを考へし。

從三位大井神社 天神 集説 山田庄如意村六所

明神の社。大井の池有。社家 松岡氏

社傳 言筒男三神海童之神を祀りし

近藤利昌 言相傳てり。山田郡大井村も。四ハ今ハ福德

三郷 常觀寺村。中切。福德也。旧名安食村 の北。七八町ハ云々。 正考 今ハ大蒲。新田と成。往昔。

水袋の地あり。故ハ水難を。後世鎌倉の時。春日

部郡豊場村の南ハ聚落を移し。長母寺の無住禪師

也。於清く地名を如意と祝言せり。今ハ

如之村も地理春日部郡に附し。社頭も大井の池也。

後ハ新造あり 正考 昔住國師。安食を福德と更め。

大井を如意と改む。佛語也。爲て村名に字音を用ふ

るものハ。皆後世の事と云ふ。初地理を案す。今ハ地ハ

大形春日部郡のふるさとを庄号も一色庄と呼ぶ。山田郡大井神社を所移し、その由縁を引て今も山田荘と改めらる。

從三位坂庭神社 天神 山田 山田荘印場村  
八神殿乃社地是なり 社家 淺見氏

左加仁波能美也志呂と讀まらる。坂を借字とし。榮庭の義也。とて市場を齋場とす。榮庭も齋場も同義也。書紀の天武を新嘗の國郡をとす。に。悠忌ハ則尾張國山田郡。主基也則丹波國加佐郡。並下御食よつとありの現くこの

齋場村をいす。八神殿とも。八座の神名をいす。吾部郡の正申なる齋場村ありて誤り

從三位尾張ノ神社 天神 滝川 山田郡小幡村ハ

尾張ノの約りて。後よをばたと呼ぶ。日本書紀長母寺無住國師乃行状記を讀て亦もこれを知る。神社ハ戰國以來社頭をうしあす。續紀。稱徳女帝ハ神護慶雲二年。十二月甲子。尾張山田郡の人小治田連藥等八人。姓を尾張宿禰と賜ふ。とんえとふ以一族ハ祖先を祀す。寺の臺町西なる。天神乃森則是也。後世天神森ハ。

故より大永禪寺に属す **里老曰** 今此街道筋を飛落

る小幡原といふ所を。もとを平山に。享安年中水野定

光寺を御建立の存。道は移り。諸人の信より。番きよつと

て。村民漸く。御方の方へ。りうり。る新地も。舊邑も

此系山の北麓。古来の北邊といふ。 **正長** 地理

を。る。秦江。守山。官地。今守。大永寺村。金屋坊村。幸神。

原山の地。お。尾張。の一。あ。も。の中。も。大永禪寺

一山の地と宮。話。路。ハ。山。村。村。小壟田邑の旧地。る。事。著。し。

戦。い。は。ハ。天。神。愛。は。社。流。り。然。ん。大永禪寺の門内

寛永以後。画像。菅原天神の祠あり。 **此と混同す** といふ

美久記。山田

九衛門。歴。氏。も。と

山田次郎。氏。出。

官軍。方。也。山田

重忠。ハ。山城。國

嵯峨。ニ。テ。自。害

朝敵。北。条。義

時。也

**附録** 大永寺縁起を撮て。く。建久八年三月。菱野の

領主山田九衛門。歴重忠。その先考。山田太郎重満の十

七回追福乃為。初。め。小壟田邑に天台宗の一字を

建て。壽。昌。院。と。号。く。然。る。永。正。十。七。年。又。至。て。比。叡。山

と本末の争い。行。て。確。執。と。終。り。遂。に。尖。上。及。 **正生案**

八年。より。二。百。四。十。三。年。後。此。時。 **聖** 大永元年。山田氏の末裔。困

田。興。九。郎。重。頼。二。度。小。幡。原。に。堂。を。建。て。宗。旨。を。禪。

宗。と。更。て。壽。昌。山。大。永。寺。と。名。け。く。拍。悦。和。尚。を。開。山

として。第一世。定。む。其。後。天。正。十。二。年。 **大永元より**

困田長門守の時。織田信雄の為に城を拔き。大永 **六十三年後**

禪寺も共に灰燼となり。寺産も悉く亡。園田氏の美濃國伊尾へ移らば。右も仍て當院の和尚七世、二世を年月も分明ならず。さて元和年間九世の僧玄的和尚の代より。伊尾乃園田いせ守重経ぬり。今乃地宮地村より再建せしむ。

初又寛永二年。園田伊勢守重経を。京都女院の御所造営の監事を勤む時。北野天満宮を信仰し。社僧松梅院より管自筆の画像をうけて持取。是像故ありて大永寺に寄らる。正生考以上記録の文章性なり。明暦万治の間に一とて画像紛々して。寺僧亦搜

覓むといふも更に得る事なし。一日天神森において。不思議に画像を感得為り。以承永久尚寺より祭儀といふ

**正生考** 以文ハ附會ふべくもならず。小幡の内大永寺に

一山あり。今乃大永寺村ハミヤギノ島 今ハ守に至る近を中頃

まむ宮地村也呼しといふ。其證ハ鐘銘あり。爰を以て天神乃森に画像

天神ハ各別あるを志す

**瑞道和尚曰** 寛政九年。尚寺十九世ノ禪明和尚の時。庫裏

修葺を定めて。天神の森の杉樹大木を。兩度より三拾八本伐採して。活代かきけらに。神討れ當りよ。事歎を。尚有りとも。尚有りとも。手分初より。初五日に禪明ハ故ありて



灰死せしもの杉樹を掘取る人夫もハ、疫病に  
存命人夫ハ稀あり。和尚亡びて後モ、凶事うちほこさ。  
寺内騷乱して。六ヶ年無住と成ゆらに。頻々凶事あり  
及ゆ。吾ハ小僧の時モ。眼前に見しところなりと  
話れり

從三位石作神社 天神

善説子

山田莊岩作村神名社

今隸妻 末社四。熱田 白山宮  
一乃御前饒速日命「妻乃宮日葉酢媛命」

社家 福岡氏

耶座古能、美也志呂と讀奉るべし  
作郷。 石生考 延喜式。和名抄もに。今本に「川つり」  
和名抄 山田郡石

と假名を施するハ後世鎌倉より來のあやまり。且、下  
先々地名考もいし。如く。岩作。長久手。岩崎。前能。北  
熊。大州。本地。楠子石。などの村ハ、四を一語集りし。  
岩作此地名ハ。石字岩崎。岩坂。り。轉りて耶坐古と云はる。  
石岩直通用。他所の石作の字トハ。其例別なり。往昔の  
一領後世。或ハ四五ヶ村。又ハ十二三ハ別々。あるハ。一團村  
の内。ハ。呼聲ハ異りて。其義同ト。知あり二三。爰に  
いし。○矢田村。山田村。並ハ山田郡。同語なり。○河村  
。河和。千田郡。いま古布。○團府官村。子生。稀。同  
○江松。榎津。油布郡。いしハ元のきつ。○高木。滝村。中嶋

滝ハ川の  
文字シ  
○大谷オホタニ大足村オホタラシ。千田郡。今ハ不アリ。と呼ハルシ。○  
西浦と東浦に。地脈を引テアリ

岩崎イソギに岩ヤガ作ヤカト同語アテ。石棺イソイ各別シ。当所トコロ沃即日

神明シラミ社ヤ地チハ後ノチシ。旧地キウヂを畔名ハナナを旧氏神キウシノカミと呼イ知チシ。西嶋ニシノシマと

の北一町半ニ在  
今ハ田とアリ  
ハ南半町又林ネキ宜ヤシ至シ為ニトヨハ畔名ハナナモアリ。モト

四ツの末社シツノノヘノヤモモオのノ旧地キウヂトイフものアデ。旧氏神キウシノカミの地チヨリ

西ニシノノ災ノクク又マタ不意フイ旧地キウヂアデ。村民シムラヒハ縣木ケンキ。カシヤゴ。石神イシノカミ。

正マサビスト呼イフ。之ノ杉シラギ榊サカキカカ古木コキ一株イツクツ送オウテテ送オウテテ

正マサ考カウ今イマレレ神明シラミの地チハ齊場村サイバの宮ミヤト留トドテテ流ナクク廣ヒロクク

ある。末社ノヘノヤの内饒速日命ニハハヤヒノミコト。日葉ヒツ酢媛命スサノメノミコトを祀イテテのノ後ノチ

世錄ヨシキ倉クラ以ヨリ傳ツフフの語也ノコト也ナリ

附言

姓氏錄シメイキ在京キョウ下カに○石イシ作ツク連ツネ也ナリ。火明命ヒアカリノミコト六世ロクセイ孫ムコ

建タテ真マコト利リ根ネ命ノミコト之後ノチ也ナリ。垂仁タケヒト天皇ノミカド之ノ御ミコト世ヨ奉ホウ為ニ皇后ノミカド日葉ヒツ

酢媛命スサノメノミコト作ツク石棺イソイ獻イマ之ノ。仍イタ賜タマ姓シメイ於ニ石イシ作ツク大連オホムスヒ公ノミヤウ也ナリ

正誤マサタガヒ醍醐タケホ天皇ノミカド乃シテ延喜ノボリキ年中ノチ中ノチ。一ヒト條ジョウ天皇ノミカドの長保ナガホ寛弘カンコウ

の頃ノトキ也ナリ。凡ソレ百年ヒトヒトトシ及マデの向ムカヒに。社号ヤシロを禱イタダトシ傍ナリを唱ナルル也ナリ。

其ソノの先例サキノタトヘをいハフ。是コト江國エノクニ佐野郡サノノ今イマハハの郡ノ己コト等ト乃シテ

麻知マチ神社ノヤを。事コトレル也ナリ。松マツ双フタ紙シ。名ナヨシキキ。大和國オホヤマト

吉野郡キチノノ水分ミヅノ神社ノヤのみミこコりリとト禰ニ。遂ス又マタ御ミ子コ守ノ神カミ。或シハ

子コ守ノ勝カチ乃シテ實マコトカカトト岩イハ作ツク神社ノヤモモ比ヒ等ト一ヒト

く。保元ホノの乱ノ後ノチ世錄ヨシキ倉クラトト傳ツフフテテ末社ノヘノヤ饒速日命ニハハヤヒノミコト。

日葉酌媛命。ホを祀る。近年はまの宮あり。斯て年を

曆く出口延徳神河。以此社。姓氏録の石棺作を引て

石作連ハ。大明命六世孫。武梳根命之後也。尾張氏ハ

同祖神なまは也。よつても遺失をわらふ。水るるを

附言

福岡孫大夫ハ。世々神職を墓所をも別置して。

為國正流嫡家ありしに。年々困窮をつまふ。近き文化

年間神職を譲りて農民と成る。その子息連。力量他

人々勝れて。村中々比歎か。嫡流の餘徳も。人々

感為らふ。

沢助正隅曰

當村安昌寺。常々古仏の觀音。十一面。千手。

如意輪の三軀あり。はなはた二面觀音の背小銘あり。かくて千手

の供田も前熊村あり。如意輪の供田ハ長久手村に在。

かの除地あり。そのまはたハ正月廿日あり。古格として

村中に兒童あつて。あやうき延機やりの物とつら

て。歩叩き視て云く千両万町。觀音様の御田およこ

よ。機やれぬと崩為をうごりに終ふよふ。正生考

右三尊の古佛ハ。疑々ハ往者岩作神社の本地佛也。

安昌禰寺ハ社僧の侍あり。由縁ありけし。後の好士程

る原訂考あり。

以上式内

從三位河原天神

滝川弘美曰 此河原天神ハ今ハ愛智郡に成有川名村の

神明をいふなり。一。兼説本よ。小田井庄下河原村

あり。ハ。下河原中河原。河原上野。河原上野

形ハ。これ洲附。四來かまがづの郡内なるハ

從三位夜篲天神

從三位牟久杜天神

此二社いよづ考を汲ん

從三位山口天神

集説云 山田庄山口村八幡

社家丹羽氏

松平君山曰

山口村をいハ山田郡。今ハ愛智郡よ更ハ

実ハ八まんの社地第一。いハ社傳をいハるハぬも當

社ハ葵驩を忘るハとい傳ハ。常根津國有馬の神

の忌とてとて歎ヤ。とヤレハ

從三位實實天神

一本作實實のハ

正生考 社号をみみと読ハ余ハ考ハるハ。正字水

海の美ある。然を上志談村ハ子守勝自れ祠ハ是

あり。志談ハ下垂水也。尾張山の水ハ常ヨリ地名

也。成ト既ハ中志談村ハ澁川神社乃余下ニいハ

菅笠日記云。吉野の藏王堂ヨリ十八町あり。今ハ子守ハ

神とよりあやりに神のつらひ。身にたつても余所あひ見え  
 えきりて。年次書をもるるも万に心をつけて尋まうしに。  
 吉野水分神社とせしむ此の事あるむ。早く思ひ寄はばと  
 續日本紀「水列峯神」ともあつた。誠は然らばつと所よと。  
 地理も定めし居りく思ひしと。今あてえれむ。實もは  
 の山の峰も。いづこよりも高くさゆりてあはれむ。疑ひはぬく  
 こしけりと思ひありぬ。万葉七小。つとまり山と詠もはけ処  
 たり。さると。後ハハ「つとけ」とひが読し。も水列をみこり  
 と訛りて。中世ハ「伊予守神」とも書し。今ハ只に  
 伊予守とて。うみの子れあえを祈る神と成りし下略

正考 上志談の子守乃社も水海を中あつし。  
 集説本も。味岡庄間々村とあつたは此言へ。間々村の  
 ハ。古今春日部郡の真中もまが郡遠ひよれを取し

以上式外

山田郡神名帳集説訂考畢

山田郡之解

地名考 摘要

山田ハ正字也。此郡名ハ山田村よりおこる好まづ。延喜神名式に山田郡山口神社とあり其の山田神社の語あり事本文又糸下り。又和名沙山田郡郷名山山口ともあり其は又山田の語あり事既に辨く。此郡内の古今沿革は事小に記述し其の郡形を記す也。

尾張神名帳集説訂考第七

後學 津田神助正生著

○愛智郡三拾社

延喜式拾七座

大四座 小十三座

阿由知を愛智ともも言便あり

附言

倭名類聚抄

愛智郡十郷

○中村

今千竈

戸邊

日置

置村

大毛

先説云今

物部

厚田

今

作良

成海

今古

驛家

一云藍津の東宿今稲葉地村に

一云藍原村も

神戶

先説云厨マ

從三位日置神社天神

集説云

市部莊日置村在

世俗千本松八幡宮と称

和名抄

愛智郡日置郷今

此よ記と訛るハ言便也

**正生考**

市部を伊勢、長嶋は旧名

とし今の市江島新田も並々同ト然るに愛智郡日置  
村より市部庄と云事不明な考あつふ事也千本松  
と云ハ若宮より厚田と云ハ杉原なるも一と云ハ然唱

成也

正二位上知我麻神社

貞治本作從二  
位千竈上名神

名神

舊地未詳

**和名數聚**

愛智郡千竈郷

**正生考**

千竈の名

義ハ塩竈よりいつる成一。陸奥塩釜明神の座有具多を  
千賀の浦と云も千賀ハ假名書少正字千竈の下畧也。知  
我麻是小同ト云一し

**長尾山東海寺記録云**

千竈明神

ハ、所ハ他所より。其之焼くせし。今ハ文殊堂に

配祀。文殊堂も貞享以後更りて今の宮造なりぬ。下畧

**正生考**

その地を何處とも不書らる。このこと多々極なき。

集説云、千竈在熱田村市場所在。此社俗ハ源太夫乃  
宮と云とかつねらげ説石費ハ似たりも。燒くせし後今の  
文殊堂よりせし祀らるハ。上知我麻名神と云も七難な  
うづと云。只ハ舊地ハ尋出らる事又古常

**滝川弘美曰**

集説ハ上千竈を源太夫の社と一。下千竈を鎮皇門外の北  
町ハ。喜太夫の社と云ふも皆後の事。弘美案ハ上千  
竈名神ハ星崎本地の色も有べし。此處ハ二百年前ハ





理あるか。地毒神天王の号ハ後の事にて佛氏の詞

海南山天福寺真言宗 司之

社人 鈴木氏

正一位熱田大神

貞治本作 熱田名神 名神大

**集説** 厚田郷江崎産

**社傳** 神形草薙寶劔を拜奉る則倭武尊乃和魂

表とせり。初景行天皇四十九年。神劔火上村小あり。官

賀媛命年老む親族小告て祠を立て劔を藏り熱

田神社と崇むと云ふ。**日本紀畧** 弘仁十三年五月庚辰。

尾張國熱田神奉授從四位下 **續後紀** 天長十年

六月壬午。授從三位。并納封十五戸 **文德實錄** 嘉定

三年十月辛亥授正三位。 **三代實錄** 貞觀元年正月甲申。

奉授從二位。○同年二月癸卯。奉授正二位。○同年同月

乙巳。遣右中辨大江音人向伊勢國多度神社。尾張國熱

田神社。大縣神社。奉神位記財寶。 **熱田問答** 天野翁著

問云。大宮ハ上古より今の宮地小鎮座よりす。云云。吳

説云。一決か。今古書旧記を參考す。始倭武尊吉

備武彦命。大伴武日命を拜つて。東征凱旋の事。草

薙の劔を宮賀媛の家小留給ふ 古語拾遺寛平 縁起の考也 宮賀媛年老

かして親族小告て祠を立て劔を納り熱田社と号崇 藤原村耜

記正統 起の意 其地或は雄嶋と謂 杉小治ハ厚田にも。杉上の地にも。西行考 杉小治の地名ハ云々無益の語



尾張方言  
植るゝと  
めゑると  
う

岩塚村の名義。其のころ石<sup>ヤエ</sup>殖<sup>ツケ</sup>村の義なるを。為和通加  
と轉語。遂は岩塚の文字をいへん。塙<sup>ウラ</sup>なるをいへん。後世  
鎌倉の頃。亦假名を語。地名と係。一ニトとを。  
海部郡甘樂<sup>カムラキ</sup>を音便。加武良<sup>カキラ</sup>以て之を。遂は甘<sup>カ</sup>村<sup>ムラ</sup>并  
み誤。同郡藤島<sup>フジノ</sup>。秋竹<sup>アキタケ</sup>安杉<sup>ヤスギ</sup>。湯桶<sup>ユウバケ</sup>讀<sup>ヨミ</sup>み係<sup>ケイ</sup>島<sup>シマ</sup>  
こい。遂は遠<sup>トホ</sup>崎<sup>サキ</sup>の字を誤。け歎<sup>トク</sup>於<sup>オ</sup>多<sup>タ</sup>。この岩塚村は  
二月廿七の辰種<sup>タチ</sup>なり。此神事なり。古雅なるを。其を  
是と種<sup>タチ</sup>藤<sup>フジ</sup>祭<sup>マツリ</sup>とも。又杵<sup>キヌ</sup>古<sup>コ</sup>曾<sup>ソウ</sup>祭<sup>マツリ</sup>とも。他。其も文も。けれど  
訛<sup>オシヤヒ</sup>を今つゝ。又解<sup>トキ</sup>なり。此神事なり。村名なり。い。  
奇<sup>オチ</sup>御<sup>ミ</sup>回<sup>マヒ</sup>神社<sup>ジヤ</sup>なる事。著<sup>シラシ</sup>明<sup>メイ</sup>り。のそ也。

從三位高<sup>タカ</sup>年<sup>トシ</sup>神社<sup>ジヤ</sup> 一本作 高向 天神

此神社未考。澁川弘美曰。集説本小。古井村八幡宮といふ  
を誤也。古井ハ四<sup>ヨシ</sup>冬<sup>フユ</sup>山<sup>ヤマ</sup>田<sup>タ</sup>郡<sup>ノ</sup>なり。且又一村のうちに  
式社を二社と引出さるも心得なり。事<sup>コト</sup>ハ 正考 ハ  
事<sup>コト</sup>村<sup>ムラ</sup>の神明<sup>シヤム</sup>社<sup>ジヤ</sup>ハ氏<sup>ウヂ</sup>神<sup>カミ</sup>あり。府志ハ云々。此攝社<sup>シヤクサ</sup>の  
中ハ天神と呼<sup>ヨ</sup>小社<sup>コジヤ</sup>なり。疑<sup>ウタガハシ</sup>らるハ高<sup>タカ</sup>向<sup>ムカ</sup>天神<sup>テンジン</sup>ハあらぬ歟。既<sup>スデ</sup>ハ  
よど。八<sup>ヤチ</sup>事<sup>ジ</sup>ハ備<sup>ツク</sup>字<sup>ジ</sup>と石<sup>イシ</sup>田<sup>タ</sup>の約<sup>ヤク</sup>なり。夫木抄<sup>キノシラシ</sup>。方角抄<sup>カタカクシラシ</sup>  
等に石<sup>イシ</sup>田<sup>タ</sup>とあるハ八<sup>ヤチ</sup>事<sup>ジ</sup>村<sup>ムラ</sup>あり。南<sup>ミナミ</sup>也。為<sup>タシ</sup>家<sup>カ</sup>ハ  
尾張名勝志  
今<sup>イマ</sup>よりや。此里<sup>ココ</sup>の秋<sup>アキ</sup>風<sup>カゼ</sup>も。あやふかけ。其<sup>ソノ</sup>衣<sup>イ</sup>らる<sup>ル</sup>む  
なほ考<sup>カウ</sup>あり。

從三位河原神社 天神

近藤利昌曰 上中村天神ハその傍にありて村落より東

二町許に在。集説小川名村神明といふハ謬なり

里名曰 比村よりハ草津川と高須賀川との間小枝に

故く中村と号す

蓋津川ハ後世東流の西にありて

和名抄 愛知

郡中村郷

附言 名古屋袋町系本町西に岡所福性院 真言ハ蜂

次賀村蓮花寺の末寺也。中村より御治國の後今これ

地へ引越す寺也。け寺ハ出世天神といふ祠ありて並ハ

中村より遷ししと云。然もハ中村天神歟と云

一人曰 予出世天神の神像を拜見ハ東帶川にて側

刀掛又太刀を架り。出世天神といふ。太刀掛といふ

事あり。是も豊臣秀吉公を奇ひて造らんとす。おむ

せいつり。不訂なり

從三位針名神社 天神

正生考 一楊莊烏森村禪養寺 禪

門前少々の氏神天神是なり

平針村といふハ非言なり。平針ハ信音山田郡の地理に

て愛智郡にあり。いり平針を鳴海莊とす。戦國後

乃謬なり。一楊莊野田厨心 書ハ非也。荒子。

高畑万町治田 去聲。ハ心田と書ハ非也。烏森の七村ハ延喜の頃の新聞

の地と一圓小伊勢大神宮の神戶御厨乃地と名。針  
名治田なつた。開墾カイケン乃謂い。後世鎌倉多この。村この。礼禰れい  
主し。今いま。鳥森カサキの氏神と成なり。愛智  
郡針名神社ハ治田天神少はつた。今鳥森又座車いすを世俗じゆく  
しし

從三位伊副神社

一本作五位下 伊福部天神 天神

集説云 鳴海莊驛

中一杉平君山曰

如意寺ハ毎年正月廿四日佛像前あして  
射礼やじを行な。的のこ。天下あめ。泰平國土安やす。全青鬼降伏の  
十二字じふにを書か。此日このひ亦また蛤見かきみを備そな。て後海のち。放はな。つ。恐おそ。らくハ是  
伊福神社イフクノカミ乃本地佛このあたりのをも。故ゆゑ。々また。の崇祀たうぎの遺意いを修しゆ。

の「正生曰」以説い。とた。りる

滝川弘美曰

知多郡猪伏村ハ此を愛智郡この。水みづ。ハ村

の社を以も。以も。欣よろこ

正生考

この説を受う。て二ふた。三さん。度たび。を越こ。え

懇こま。搜索さくさく。に此村この。ハ四よ。路ぢ。とな。りし。社地この。ハ村西この。ハ八幡宮

つと社地半町四方この。ほと。ありて山間この。ハ又また。禅寺ぜんじのう。りあり

善宮ぜんぐうとな。りし。小社この。あり。南みなみ。の山やま。上の。神明しんめいあり。かの。かの。橋はし。少すく。の

地この。ハ更さら。攪か。りし。村名この。ハよ。くら。いと。りし。伊猪いしゆ乃この。佛ぶつ。字な。も

遠とほ。くら。りし。

正二位成海神社

一本作從二位 鳴海天神 名神

集説云

鳴海驛東宮明

神かみ。ハ是也

社家 牧野氏



十二月。大佛都傳燈大法師位實敏。姓物部氏。尾張國愛智郡人也。當知郡中昔日在物部氏人。蓋當社其氏人之祠歟。 **正考** 物部郷ハ御器所の四名於て一御器所ハ往昔。つ了大官此土器を割る地の一名をて。を録念以後の地名詳明なり。 **滝川彦美白** 集説小古井村石神堂 **正考** といつハ誤りなり。 **正考** 古井村ハもとハ山田郡乃地理也ヤ **正考** 北條也

**正二** 位日割御子神社 一本作 火破 名神大 **集説云** 八劔官の東門の外在。武尊十六子此より第一子稻依別王を祀ふ

**正考** 社傳ハ迦具土を奉るゝ事ハ非なり

**續日本後紀** 承和二年十二月壬午。尾張國日割御子神。孫若御子神。高座結御子神。惣三前奉願名神。並熱田大神。御兒神也。 さく十六子の次第より奉つるを一人を二人と誤るゝ事ハ非なり

後三位孫若御子神社 名神大 **集説云** 武尊第七子稚武彦王を祀ふ **正考** け宮以り社地をうしなひ祭熱田。南新宮牛頭天王乃社地蓋是なり。 **正考** 前條小舉了續後紀の文日割御子神。孫若御子神。高座結御子神と次第よりいひつても大神の御子よましめて。大官近くより事必定也。又南新宮より北

新宮といふは、牛頭天王を祭るも久しき所なり。事ある。天王の名を室所泉の中禰より此事を。應仁文明の大乱より後。諸國の神社も悉皆大破。及ぶとなり。中水。永祿天正の以ハ。織田信長公の一族。牛頭天王を信敬。河に。吉社の神地。齋祀より。事多し。慶長の洛國。寛永正保ありて。廢社乃再起。もちりく。河といふも。さなき神社。を於万治寛文の頃迄も。荒小ありて。音を標。又熱田舊記。孫若御子神社。古ハ大社。釣殿。等あり。大破の後。神社並に造立あり。正。南新宮を。孫若御子神社。時の遺文也。今鎮皇門内西より第二の。小社を孫若御子といふ。地あり。證ハ。享祿年中乃。

官園エツ小もひまをもと。青以孫若御子名神の社地。ハ今の南新宮を。事。鎮皇門内ハのハ後。事明也。

二 二位高座結御子神社 貞治本 後二 名神大 先達曰 江崎

機綾村上古れの森ありて隠る處社傳云

武尊第二子帶神彦天皇仲を祀る

○ 攝社 御井社 水神一座

鉾取社 神切皇后武内宿禰二座

三 一位八劍神社 貞治本 作二 名神 海藏門の南一町半在

正生考 集說小和銅元年九月鎮座素戔嗚尊之和魂也



こいつふハ附會シ **正縁起云** 元明女帝乃和洞元年九月九日

多治比真人池守。安部朝臣宿奈麻呂を使として新造の寶劍を藏めて兩社とす。二年中祀祭礼ハ本社乃如くなせ

をみゆ。正を謹て八劍の社号を考奉るに。天智天皇七年。

新羅の僧道行。千田郡藥王山清海寺より。御本社

草薙神劍を盗て難波浦へ持去。遂に取返すに神劍

を帝宮よ返す。是より亦盜難あらむを恐りて。十九年

乃る帝宮止置あり。時新造の寶劍を尾張小下

賜つて八劍と号す **本居翁曰** ハを備えて彌の 然ハ神

劍代りのいふ。斯て天武天皇の御多元年。天皇御病

にりて草薙の神劍を熱田宮へ返す。四のとき神劍を

祭るをりて彌劍をりぬが。無用の物小由きり。夫を

二十二年を歴て和銅元年より兩社と成せり。おぼし

正二位 火上姫子神社 一本作從二位 名神 旧記作氷上 **集説云** 愛

船郡大高村小在 大高今ハ知 多郡に属 社人 來目氏

**正考** ひかみぬぬののよ。ちと読まふ。右延喜の頃

ハ。原のかと唱ふ。祭神ハ官費媛命。攝社の中ハ

朝寧社也。あり。相傳て火高太老婆を祀ふと云

**寛平縁起云** 氷上神社ハ。以海部氏為神主。

正二位 青衾神社 貞治本作 名神 熱田堀の内在 田中町 從二位



混同なり、本國帳の載るゝを而社の社頭とす。

從二位 嬬子名神 一本作永宮實媛命と祭る。本社も

愛智郡大高村の在 大高今ハ千田郡ニ入リ

從二位 今孫名神 建稻種命を祭る。本社ハ春日部

郡内津村の在 今妙見宮

從二位 水向名神 第橋比咩命を祭る。本社ハ愛

智郡小川村の在入海明神と云 小川今ハ千田郡ニ入リ

從二位 日永名神 小豊命之子日長命を祭る。本社ハ

千田郡藤村の在日永崎と云

從二位 素戔鳥名神 本社ハ名古屋三之丸の在

天野信景曰 右五社ハ大宮海藏門の南ハ建青衾神社を

加へて熱田六所の攝社といぬ。新年穀新嘗等の祭事

お詔る 正生考 此祭事ハ後世室所以來乃一愛成し

從二位 乙子名神 集説云 鎮皇門を以て西より第三

の小事と云 尊命記云 尾張第彦連を祀る。建稻種

命の孫にして父ハ尾綱根命之 正生考 海東郡乙子

明神ハ熱田乙子社の本社也省づし 考ふべし

正二位 成海名神 此社國衙本ハ新集説云 重出歟

從三位 津加田天神 一本作 墓田 集説云 井戸田村八幡の

社 形もるゝ 社人 龜井氏

從三位泥江縣天神

滝川弘美曰 集説小袋町の西

八幡宮と云ふ所あり一人曰 上宿泥所小武嶋天神

と云ふ小社あり。上宿ハ神宿狄泥と云ふと同。疑らくハ此

小社狄弘美曰 三津藏節御園町の邊に。乳花薬師

堂呼小堂所村民ハ是といふ。一説に堀切の西なる不

動堂といふ。二所ともに今社頭ハつらと本地堂乃

送るもの。後人なる保尋ぬべし

從三位草津天神 集説云 松葉庄萱津村 今属海東

天野信景翁曰 阿波殿杜小神祠あり。熱田の神と稱。疑ら

くハ是草津天神の社にて。香物の故と云ふ。光明寺

境内にも亦天神を為す。次 滝川氏曰 光明寺は菅原

天神ハ。往昔山田郡上井田村より移り來るといふ。所が

きしといふ

追考 西東郡長牧村ハ下菅津の西三所小あり

田所を隔てり。この長牧村の上即ハ文殊ノ社と云ふ宮堂。

大門をこりて舊く拜殿あり。頗る大社。旧ハ南面を

が今ハ西向小勢。多。尚所系光寺 浄土の相入。入て菴主

ハ。曰ハ。昔より文殊の社と唱へ來て多。神を志す。社傳

モ記録あり。是。此宮張州奇志にハ。泚と云ふ也。

くハ草津天神の傍なり。むら。熱田小文殊堂ありて。今ハ

宮造了りて源右夫の社と許すもあはれ。後人乃考案  
の爲小宮より一ノノ

從三位入海天神

集説云

鳴海莊小川村

今属知多郡  
馬入海明神

社傳云

第五花媛命を祀る

社人 久米氏

從三位針名天神

集説云 重出

從三位入水上天神

同 入水下天神

集説云

此二社未詳其社地蓋

入海与入水訓同。舊有上下之社歟

正生考

凡本國帳

上下をいづりのハ必其社者くハ隔つと御。案にハ入水

上天神を小川村の五花姫の社なる。か不下の天神ハ近

邊を尋ぬ。愛を入海天神乃方を重出と爲す歟

從三位土江天神

集説云

日置莊日比津村天神是か

ろ

村より良

天野翁曰

日比津村ハ古土津と書ぬと

わ。よ。ハ。土江の江ハ。津ノ字の誤なりと歟

從三位油江天神

一本無此社  
又一本作泥江

集説云

上中村天神歟

村東  
二町余

油ハ泥の誤字なり歟。或ハ重出歟

正生白

愛智郡の本

國帳ハ。右誤おかけれ。然るに

以上式外

愛智郡神名帳集説訂考畢



尾張神名帳集說訂考第八

後學 津田神助正生著

○知多郡二十九社 延喜式三座並小

知多も假名書也。正字八千田乃義之。安く地名考に解あり  
爰に略之

**附言** 和名抄 知多郡五郷○蕃賀。森村の邊を日永七村  
と呼。今本蕃作番者

缺く 贄代大野村 富貴今本、貴  
誤作具 但馬從古布村  
至室崎 英

從二位阿久比谷の内神社 天神 **松平君山曰** 英比谷白澤村の

北原天神乃社地是形也。集說に禊宮村八幡宮歟。と

いづる取らう

正生曰

先説のごとく。北原天神是也。横須賀より

半田一ゆるるの西傍に在

村人曰 天神の社邊に片葉芦を産為今ハ少なり

和名類聚

英比郷

今十六村

正生考

英比を填字し。正字足

咋のいひとし泥路を踏るを以。以山を白ぬを以とし歩進

がまき。故又足咋と呼。其初めハ五村とも。いほ拾六ヶ村

本朝編年録第三云

齊明天皇四年十一月。坂部薬流

於尾張國

正生考

坂部薬君也。英比谷乃

同祖也。坂部。草木。

記濁音。草木ハ草切乃下畧也

の村名も則その名跡

とも。とし十六村の内。草木。白澤。坂部の三村は。平山の

上よりして。英比川を成るその水源乃地也。

高山嶺ハいま寺本新田。加木屋新田。小川新田。ふと

呼所 謹案阿久比天神ハ。坂部。薬君を祀祀あり。久

松氏の系圖又菅壑相の後裔也といふものハ。坂部ハ薬君を。

道真公又誤るぬべし。

薬君の千田一流。これハ菅原道真公也。二百三十年前也

村民曰

伊豫の國松山乃城主ハ。坂部村の出自也。久松佐

渡守俊勝の末裔也。此處に今も江戸往來の折柄使者

御代参りて。坂部村洞雲院禪宗に旅宿す。北原天神

まを氣漏り。前日人足を以。院より天神迄の道をつくり

て掃除す。近年ハ洞雲院の住持。向より近き山上に

新社を建て。其所に神拜を進む。爰を以。北原天神



の由縁殷滅まむとす。憎むべしとす

附言

府志云。相傳ていふ昔。菅原相後裔の人爰に未だし。初て阿久比の五郷をひらき。祖考菅神を奉祀て北原天神と号く。その公子世々英比乃莊を領知せり。いつの代の公室より農民を恤むと懇こ。以故に村民の恩頼を不忘の余り。御夫婦の肖像をつくりて英比殿に崇め。今に至るまで英比の庄内毎村に祀りて守し奉侍。これを迴地頭と云ふ。一に迴り地蔵と云ふ。君山いほ右の像を視よ。僧形よりて絡子を著し。而男女を不弁とす。此れ也。府志云。相傳の説ハ現

久松氏の系圖は固の事一し。久松氏の代々坂部村の城主とす。佐渡守俊勝君より十六代を経て近世や吉國の始也。伊豫の杉山へ遷るなりと云ふ。十六代と記す保元平治の頃れ人々當たり。九十四四十五年。七十年前。都合九百四十年。かく皇震久し。さ向は治華して。坂部の薬君を菅原におよぼす。さよ。免す。北原久松氏を坂部姓の末裔を事地名も叶ひて著明し。亦わづら地改の肖像とす。久松佐渡守俊の存の一主ある支疑ひありとす。

從二位入見神社一本作天神

社号ハ入海の約々。理宇約留を。故々伊留美之。

伊留美と読むハ海の中略が。非。義從本に内海

庄中の郷村八王子社を當れ。其甚く悟り。以官令ハ

内海十二村の氏神ハ為。延喜の頃。北原中郷馬

場波切の邊ハ海の正中。里老曰 往昔ハ小野浦と東端

との間より海水を込て。今の十二村を之れ海。と云

正考 入海と内海とは。字義 稱呼。ともに能相似と

いとも地理の方とハ其義異なる。野間内海ハ傳ハ十二村

の端内と云々。小野浦と東端との間より山向へ込

くる昔の海は。入海とは三河の五十良子。

志摩國の鳥羽菅島より北。二十里の海を廣く裕。伊

勢。三河。尾張の浦。又関。より正考。ハ大泊村

の天神の宮。是あり。推考あり。或人曰 馬場村

乃北。三所の山の腰。沙千の天神と云。小社あり。同村

妙音寺神の祀。む。ハげぬ。潮の。マ。急

に爾呼とい。然。小社ハあり。マ。

從一位羽豆神社一本作名神 集説云 田嶋庄諸崎村

の幡頭崎明神是なり。今ハ八幡と稱

社家 間瀬氏

正生考 羽豆も幡頭を並みかき書入。正字れらるる張出  
の約なり。一説は三河國幡頭郡に相向より其墓をとりて  
波豆跡と呼ぶなり。 **和名抄** 千田郡但馬郷

**附言** 三河國幡頭郡宮崎村に羽豆神社あり。今も  
羽利大明神と云ふなり。羽利ハ俗向の語あり。己自  
波利伊豆流の意を合も妙あり

以上式内

從一位知里付名神 一本作 智鯉鮒  
此中なる。戦國の後。その在所を失り **一人曰** 千田郡  
寺本庄。中嶋村八幡宮は。寺本惣村の本居也。此宮

昔ハ。知立明神と呼ばるを。今ハ其名入。知人の事  
いなり  
社家 下村氏

千田郡は隣國如名立有るなりをとりて高祖系  
のゆかり。本國帳乃智里付名神也。いさぬ中嶋村の  
八幡の社地をとり。本社は三河國碧海郡 今ハヘキカイ  
郡とよぶ  
知立乃驛に在。 正字 蘆生のゆい。池鯉鮒と云ふものハ  
知立ハ字音をも。皇語を攝る也 知立此  
本社也。祭神吉備の武彦命と云ふ **古今記** 大伴  
武日命及吉備武彦命ハ。倭武尊東征に。左右の副  
將軍として。東夷を伐りて。日本紀小出と云ふ

**地名考** 寺本庄。平井切の薬王山法海寺 天台宗

上古刹あふり呼。中古にハ一山十二院ありて。美藤結  
構なりしに諸人恐感て寺奉らば呼つ。遂に舊名を亡失  
つるごと。僅素 寺本の旧名ハ千田村あり。則千田臣  
ト居の地とし。法海寺ハ知多乃臣本願乃寺と。菽村を藥  
王山乃外垣の地とし。今も初春に寺奉りいつる。縁起ハ天智  
天皇の御宇。新羅國の僧。道行法師が住持して建立せ侍  
り書せり。里老曰。一年火災後。やうして今は一山修  
二院ありの。正考 千田村の内。知多名神も中島ハ瀧  
小根にあり。法海ハ平井切のこ所。貞治三年大嘗會  
の御座風の歌々  
権中納言時光

時をえくちれ村人栄ちとむれどもつとぬる苗好し

は次もてハ知多村の名をうへりては

從三位日長 天神 一本作 大野莊森村日永崎に在

集説云 天野翁曰日永七村の内。森村ハ江文明神と云あり。

村民或ハ日長明神と稱。蓋しはやら。案に。三河國碧

海郡に日長知多乃二社あり。日長社も石長比咩命。知

多社ハ木花知流比賣命也。並ハ本州知多郡も亦ハ二神

を祭る歟。勢田乃東西六所。遥拜所も。日長の社日ありて。

社祀ハ日長命とみゆ。是蓋し尾張氏の種裔也。追考

知多乃本社ハ多神吉備ハ武彦命とよみゆれ。木花

知流媛と云事取がこま欵

從二位成岩天神

半田喬章曰 成岩村山手那

八幡乃社地是あり了。兼説よ東浦天神乃社よりもの新く  
て語ぬるし

從二位常石天神

常滑村北條ノ切天神是し

集説又奥条の高宮といふハ誤ありし

正考 北条の

兩の宮。本郷の大善寺鎮守中宮。奥條此高宮を常滑  
三社といふ。宮造りといふも伊勢又習ひて大社といふも  
常石天神の旧社とはおもへし

從二位天尾天神

本田村兩尾山觀福寺天台宗の山上の

天祚白山の二社はありし。觀福寺も是より山を了りて  
昔ハ社僧も。觀音堂ハ則本地仏也。後世現く佛界と變り  
てり觀世音ハ本堂と成て。兩社を一院小宮と云ふ南面  
より立りて。今ハ福寺と成天神ハ西ニ白山ハ東也なり。おろし石乃  
多君あり。兼説よ。本田村八幡といふハありし

從三位壬生天神

新考 内海莊中の知八王子社地

是形なり。此社を内海十二ヶ村乃氏神と云

社家 市川氏

正考 壬生れふハ。清音を何ぞ之便にみぬと濁る。

説文又壬位北方と云えて。水氣を主る故に壬を水の兒

正訓為。壬生をみおと美洲をふ事ハ。正字水袋の約りて  
みぬよりいへ。内海の庄ハ。往者水袋の境也。十二ヶ村の内中  
乃ハ馬場北服利岩波切。取らる深見の地也。善後古  
布村天神といふ所ハ云々

從三位富貴天神

貴作具者語

正生考

布土村天神是成也

和名抄

知多郡富貴

今本貴作具語

地名考云

富貴。布土。市原。

市場。富貴の支

大高。浦乃崎。大高の支

惣活いんかち

富貴ハ一島也。安

おもて富貴天神ヲ布土の方又ぬりて。富貴の地名未考  
布土ハ富貴外の約り候也

從三位伊久智天神

生路村ハ

八劔明神是也

社家 平野氏

社号を伊久治と濁す。伊神ハ塩土翁として八劔を後

の事あり

天師信景曰

延喜式云。生道塩臺斛六斗云

追考

延喜大膳式。生道塩田別。五合七勺。云々

天師翁曰

生路村ハ石濱村の南に。海邊に地也。昔日

海邊を藪と云ふ

里老曰

上古ハ生路の産也。云々

と云。後世塩濱を漸くに田新まりて。今ハ塩庵の  
所方也

從三位野間天神

系説云

野間庄上野間村天神

ひら山の上にあ

社家 江本氏

**集説**云 案天孫本紀云。宇摩志麻治命十三世。物部金  
連公。野間連之祖也。云々 **里志**曰 この天神。むらさき野間  
七つねの尊産神ありしに。今ハ杉尾ノ社を氏神として  
神夏祭禮をも為せし成り。云々

從三位荒太 天神

**新考** 但馬庄古布村天神

是歟。社号を阿夫登とよむ。備後國沼隈郡鞆の  
邊り又田島。阿夫戸の地名あり。地勢も似たり。尚も  
斯も思ひ分ぬと據う。從う訂考也。 **集説**  
荒尾庄清水村明神といふ。甚く誤り。往昔千田是智の  
郡界ハ。東浦ハ小川村。北ハ。西浦ハ加木谷新田。加木谷川ハ

田。大里川。ソノ一ノ千田の。より。東北を。ぬ。靈智郡とよむ。云々

從三位洗稻 天神

はとや。ろ末詳 **或人**曰 社号を宇淡義とよむ。案には宮ハ  
稻豆志庄岳水村の天神是なり。通流より東の小山ハ  
山上に在。社地と稱し。旧も西向。云々。神威嚴重して  
沖を走る帆掛船。夏よ。秋。おのづから止る。云々。今ハ南向  
に直。奉り。云々。宇寸藤。云々。海を過るのいひあり。云々  
といふ。又通流より一町。云々。牛頭天王。云々。九所奥。云々。正考  
類々。九所奥の天王。云々。別ハ。海。云々。の旧編。云々。牛頭天王の稱を。後の事。云々。





魚イサ 正考 加美カミを加賣カメと呼よぶ。言便ゴンベンの増声マシセウ神嶋カミシマ神崎カミサキ尾ビ相同ドウ。神明官シメイカンの末社スエノヤに天神テンジンなり。

社家 山本氏

從三位 廣石天神

同 箭比天神

同 美御天神

從三位 小倉天神

松平君山曰 大野村に牟山天神

と呼よぶ。大野。小倉。此産神ウツクミカミとす。水ミヅが穀コメとす。小倉天神ハ  
是る處ココに牟山の語ハ牟野ムノの語コトなり。

正考

小倉。大野。官山。石瀬。西乃口。此五村ハ。小倉村一帯の地なり。

今ハ大野を親村オヤムラとす。小倉コクラハ方田カタタなり。

内山真龍ウチヤママコの語コトに。是江の大谷村オホタニムラ也。旧名キウナを小谷コクラとす。

往者ムコトの俗ソコに。小の字コノジを取トルて大オホと更マシる曲マカあり。大谷村オホタニムラと稱ナす。

也ナリ。

從三位 鍬山天神

從三位 乃野天神

松平君山曰 久村野の天神也

也ナリ。

從三位 久須天神

集説云 内海莊楠村八幡是也

山と一町イツチヨウなり。上ウヘは。その山ヤマより。左ヒダリ有アル末社スエノヤあり。

社家 酒井氏

從三位業葉天神

**集説云** 成岩と業葉と語近し。疑々も市出歟

從三位阿奈志天神

集説云 矢梨村と云ハ氷<sup>あらい</sup>阿也<sup>あ</sup>横通<sup>よこど</sup>と云ハ取

蓋脱漏<sup>かさぬ</sup>于國府官藏奉載之。故補之<sup>ゆ</sup>と云ハ

蓋脱漏<sup>かさぬ</sup>于國府官藏奉載之。故補之<sup>ゆ</sup>と云ハ

正四位下 標厚地神

原字通奉誤屋一本作天神

**集説云**

根豆志<sup>ねまじ</sup>莊市<sup>むら</sup>厚

村 稱權現社

**正考**

社号ハ伊知波良地神と讀ま<sup>よ</sup>べし。中治郡

此式外又標江天神の市乃枝村<sup>いちのえ</sup>あり例の如し

**府志** 加志也

と訓て北粕谷村<sup>きたかすか</sup>と云ハ非あて

正四位下 比摩加地神

一本作天神

**先達曰**

田嶋莊<sup>たじま</sup>日間<sup>ひま</sup>賀嶋<sup>かじま</sup>安

樂寺 曹洞派

は比<sup>ひ</sup>加<sup>か</sup>天神の社僧<sup>しやそう</sup>ありし。後世<sup>こうせい</sup>社<sup>しや</sup>派<sup>はい</sup>ハ亡<sup>な</sup>びて

只阿弥院<sup>あみいん</sup>の像<sup>がう</sup>を其<sup>その</sup>儀<sup>ぎ</sup>に

**地名考云**

比<sup>ひ</sup>加<sup>か</sup>ハ儀<sup>ぎ</sup>名<sup>な</sup>也

三<sup>さん</sup>字<sup>じ</sup>日向<sup>ひなた</sup>乃<sup>の</sup>精<sup>せい</sup>聲<sup>せい</sup>也。此<sup>こゝ</sup>島<sup>しま</sup>ハ諸<sup>しよ</sup>濟<sup>せい</sup>の<sup>の</sup>東<sup>とう</sup>又<sup>また</sup>方<sup>ほう</sup>位<sup>い</sup>也。廻<sup>まわ</sup>る<sup>る</sup>を

拜<sup>ひら</sup>むと云<sup>い</sup>ふ日向<sup>ひなた</sup>と云<sup>い</sup>ふ。西<sup>せい</sup>迄<sup>いた</sup>道<sup>みち</sup>日向<sup>ひなた</sup>ハ國<sup>くに</sup>号<sup>ごう</sup>也。等<sup>とう</sup>一<sup>いつ</sup>日<sup>いち</sup>間<sup>かん</sup>

祭<sup>まつり</sup>と書<sup>か</sup>れ亦<sup>また</sup>有<sup>あ</sup>る也。一<sup>いつ</sup>日<sup>いち</sup>間<sup>かん</sup>と書<sup>か</sup>れハ向<sup>むか</sup>を間<sup>かん</sup>字<sup>じ</sup>に<sup>あ</sup>る

也。省略<sup>しょうりゃく</sup>の格<sup>か</sup>も<sup>も</sup>あ<sup>あ</sup>る

○**集説云** 天野<sup>あまの</sup>信常<sup>のぶつね</sup>曰

日間<sup>ひま</sup>島<sup>しま</sup>に<sup>い</sup>ま<sup>ま</sup>神<sup>かみ</sup>祠<sup>ひら</sup>ありし。魚<sup>いさな</sup>人<sup>ひと</sup>毎<sup>ごと</sup>日<sup>ごと</sup>

魚<sup>いさな</sup>と云<sup>い</sup>ふ。安<sup>やす</sup>樂<sup>らく</sup>寺<sup>じ</sup>ハ阿<sup>あ</sup>弥<sup>み</sup>院<sup>いん</sup>の<sup>の</sup>仙<sup>せん</sup>像<sup>がう</sup>也。供<sup>とも</sup>ふ。等<sup>とう</sup>一<sup>いつ</sup>日<sup>いち</sup>間<sup>かん</sup>

比<sup>ひ</sup>摩<sup>ま</sup>加<sup>か</sup>の<sup>の</sup>社<sup>しや</sup>地<sup>ぢ</sup>より<sup>より</sup>て<sup>て</sup>其<sup>その</sup>佛<sup>ぶつ</sup>像<sup>がう</sup>ハ<sup>ハ</sup>神<sup>かみ</sup>身<sup>み</sup>本<sup>ほん</sup>地<sup>ぢ</sup>の<sup>の</sup>像<sup>がう</sup>を **住僧曰**

**住僧曰**

希く位持の時。堂内の（たぐひ）鯉（こい）を忌。阿弥陀像をおく。て。土間（つちま）に小堂をまき。佛（ぶつ）の方（かた）ハハハハに觀音（くわんおん）を安置（おき）といぬ

知多郡神名帳集説訂考 大尾

知多郡之解

地名考  
所載

知多も假名書して二字千田の謂也。祝言の地名。往昔千田村といふ名あり。郡名是より及ぶ感づ。按元平治の頃廢初て遂に之をなす。正平久しく考し漸くし得る事。行り。中島村。平井村。堀之内村。廻間村。右の四ヶ村を寺々四ヶ村といふ（今ハ五ヶ村あり）

**正平考** 寺亦六。平井乃村。薬王山法海寺（天台宗歸田密藏院ノ末）

行り。燒亡の希山ハ。七堂十二院ありて嚴重。當時の人番（うら）と寺。此故に寺々と評。とて古事記（千多ノ臣ノ末）知多臣ノ末。

又新檢遺集。貞治三年。大嘗會御座風の勅也

權大納言時光

時とて千田の村人幾千とびとつゝぬりあるもむ  
け新題詠なればいふともいふとて腰すまふ

野間人曰

知多の郡ハ為て田畠ありに比たは漁獵の

外。工匠。籬入。鋸治。墨鋏。等も他行して渡世の助

とあり。是も申ふ。田新多くして古今農業を勤る地を

郡内大野と寺本と二谷の村くのこゝといふ。是を

家をもて名は時光卿乃奇ハ寺本に大野と申ふ

あり。又一書に以て千田の村よか。此の寺ニあり

或とて時光。國守殿よりいふ。此の寺にあり

とけい。いふ。五葉なる寺にあり。此の寺ハ

うまふ。いふ。此の寺にあり。此の寺ハ

年始ハ寺本の由緒よりいづ。不歳と人皆知多不歳と

より。此の寺にあり。千田の村といふ。寺本なる事

明也。其ノ申島。村に知多名神も在。平井村

に古刹の法海寺も有りて知多の臣の番地の地なる。此の

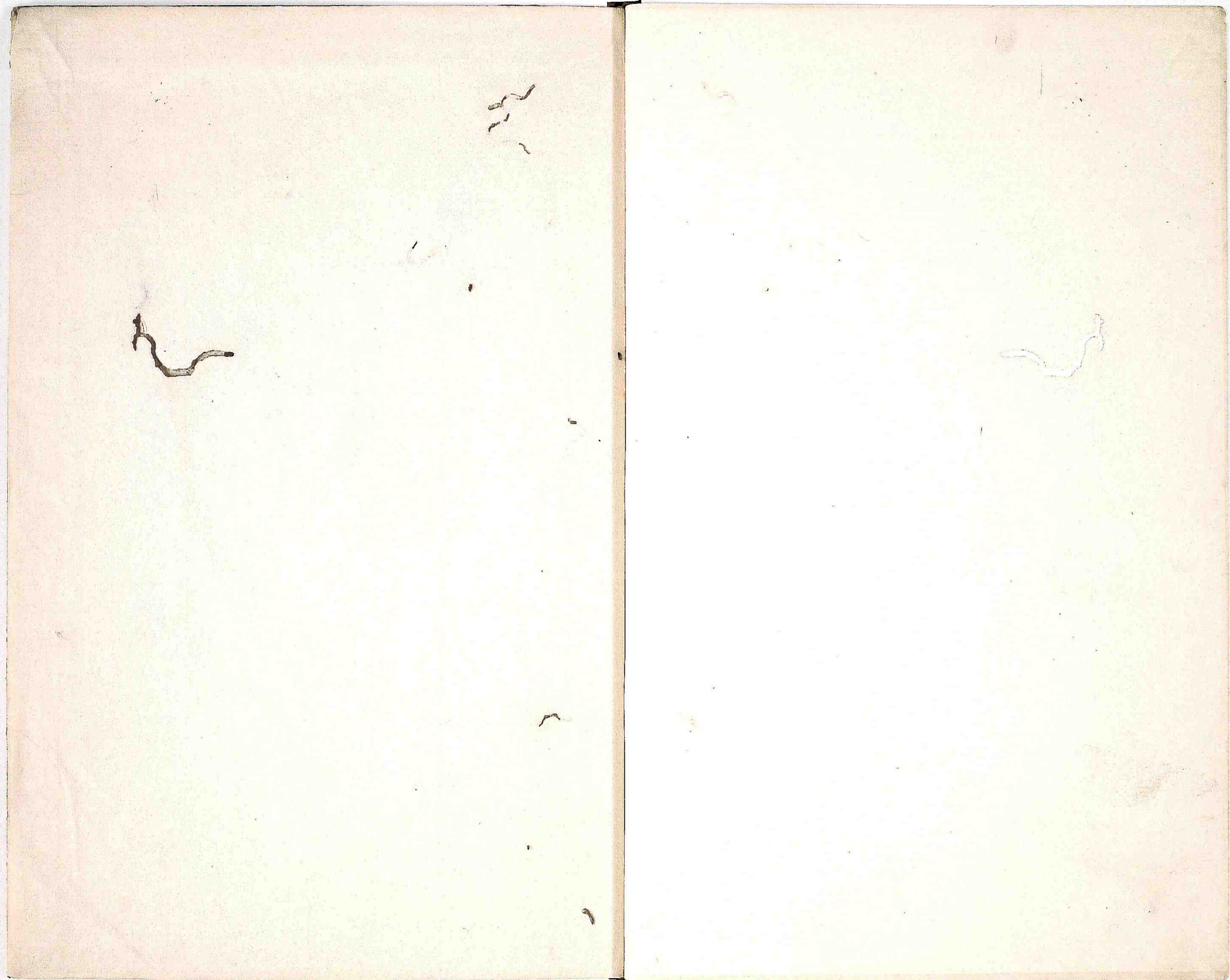
寺は今も寺本四ヶ村を住者の千田村ある事考ふるべき

○此郡ハ北より南へ長く張出さる。南側の長は昔ハ

八九里。後世倭寇の来室所の始終村數北に連増て。

長十三里とあり。此の寺にあり。或ハ一里。今も

郡水よりして、中四里も流る。西南ハ越前ニ志摩  
伊豫國又向ハ、東も亦入海を隔て三河國碧江羽豆。  
郡小向有 正考 千田郡ハ三河國小隣、  
其相似、直朴、人心篤実、地勢の令然、  
之。幡豆碧河の二郡、中ハ地名、同稱、  
より碧河郡に小川、中之郷、東端、西端、  
中島、堀之内、馬場、秀田、半田の十名、  
又幡豆郡、小乙川、酒井、横次、久須、  
加家、切山、上下、の各、  
名、一色、半島、森村の十三名、  
水土風光、乃、  
自然、よ、いづ、  
なり、



愛 知 県



1103266745